

## 保険金請求事件について

### 事案の概要

本件は、自動車事故の被害者である原告が、加害者の加入する自賠責保険の保険会社である被告に対し、労働者災害補償保険法に基づく給付（労災保険給付）を受けてもなお填補されない損害について、自動車損害賠償保障法16条1項の直接請求権〔注〕に基づき、保険金額の限度における損害賠償額及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求める事案である。

〔注〕自動車事故の人身損害について加害者に損害賠償責任が発生したときは、被害者は、直接、保険会社に対し、保険金額の限度で損害賠償額の支払を請求することができる。

### 原判決及び争点

- ◇ 原判決は、次のとおり判断するなどして、原告の請求を一部認容した。
  - 1 被害者は、労災保険給付を受けてもなお填補されない損害がある場合には、労災保険給付の支給により国に移転した直接請求権に優先して、自らの直接請求権行使することができる。
  - 2 被害者が直接請求権を訴訟上行使した場合には、保険会社の損害賠償額支払債務は判決が確定した時に遅滞に陥る。
- ◇ 最高裁における争点は、次の2点である。
  - 1 被害者が労災保険給付を受けてもなお填補されない損害について直接請求権を使用する場合に、被害者は、国に優先して保険金額の限度で損害賠償額の支払を受けることができるのか、それとも被害者の直接請求権の額が国に移転した直接請求権の額との合計額に対して占める割合に応じて案分された保険金額の限度で損害賠償額の支払を受けることができるにとどまるのか
  - 2 保険会社の損害賠償額支払債務が遅滞に陥る時期

〔参考〕自動車損害賠償保障法16条の9第1項

保険会社は、第16条第1項の規定による損害賠償額の支払の請求があった後、当該請求に係る自動車の運行による事故及び当該損害賠償額の確認をするために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わない。